

第 11 回 I o P 推進機構理事会

議事録

日時：令和 5 年 3 月 16 日(木) 15:00～16:30

会場：オンライン

1 開会

- ・ 理事長挨拶

2 議事

- 1) I o P プロジェクトのこれまでの成果と展開枠活用によるさらなる進化について
(資料 1 を基に受田事業責任者から説明)
- 2) I o P クラウド (SAWACHI) を核とした I o P の成果の域外展開について
(資料 2 を基に岡林事務局長から説明)

(上羽顧問)

他県へ外商していく話がかかなり具体的になってきて、知財との絡みで確認したいのですが、具体的なお金の回収の仕方がどのようなかたちになりそうか見えてきたのか、まだ模索中なのか、教えてください。

(岡林事務局長)

見えてきた部分と、模索中の部分がございます。

企業へお金が回る仕組みはできましたが、高知県側に知財利用分としてお金が入る仕組みはまだできてないので、そこを固めていく必要があります。

(上羽顧問)

今後の知財戦略というか、今どういうかたちでお金を稼ぐかによって、もらうお金の中にライセンス料が入ってるのか入ってないのかをはっきりしていけないといけません。そういう意味でお金の稼ぎ方が前提になるので、簡単に決められない話はあると思いますが、今後、ライセンスのあり方を明確にしていく必要があるということを念頭に置いて頂く必要があります。

(岡林事務局長)

高知県の知財のユーザーインターフェースのパッケージごと県外が使うところまで外商できるようになれば、ユーザー数に応じてライセンス料が企業に払われるだけでなく、高知県側にも入ってくるようになると思います。

(上羽顧問)

分かりました。また別途ビジネスモデルというか、お金を回収する仕組みがある程度見えてきて、誰が所有して誰が共有者で、ライセンス料としてはどういうかたちでもらっていくかをどこかでもう一度整理する必要があると思います。

(岡林事務局長)

結局、行政機関が単独で1件1件のユーザーからお金を取るというのは今の法律の中では困難です。様々なユースケースを想定し、ターゲットを自治体と考え、まずは自治体からお金が取れるというところを狙っていくのが一番近道かなと思っています。

(武市理事長)

知財については、持っている知財に対してどこからお金を取るか、ビジネスモデルのパターンを決めながら整理してる段階。ビジネスモデルが固まり次第、ご相談させていただきます。

(三輪理事)

恐らく来年以降、国全体でWAGRIの役割が少し変わっていく中でSAWACHIのように地域主導のデータ連係の仕組みがよりクローズアップされる方向になるのかなと思っています。WAGRIは中央集権的な思想で作られているので、そこがあまりにサービスなどを含めて過大な役割を担うという点で、多分違和感が出てきてるんだろうと思います。

そのような中で、なかなか農業者の方に広がっていかない、ということでWAGRIの名前を変えたらどうかというのを農研機構にお伝えしておきました。その中で、事例としてSAWACHIの話をして頂きました。やはり顔が見える範囲で、人と人との繋がりがあがある中でデータ連携ができたりビッグデータができたりするっていう、そのサイズ感を大事にした方がいいんじゃないかということをお伝えしておきました。国や農研機構がどういう方向に舵を切るか私も把握しきれてない部分当然ありますが、方向性として地域の取り組みをよりクローズアップしていくという方向も間違いはないと思います。

その中でSAWACHIの外商、横展開というのは非常に大きなチャンスになると思います。その時には知財や契約面を明確にクリアにしてから、というのは当然ですが、高知県が前に出る部分があれば、逆に高知県、あえて戦略的に高知やSAWACHIという名前を隠しながら裏に回り、実はそこが繋がっていて、リーダーのポジションを取っていくというのもあるのかなと思っています。ぜひ次年度に向けてさらに積極的に動いていただければ、私の方でお手伝いできる部分はお手伝いしたいと思います。

(武市理事長)

まさにそうだと思います。隠してちゃんといく部分と、逆に明確にしていく部分とに分かれていくのかなという気がします。県がビジネスができないものですから、体制については、JVを設立するなり、民間の力を借りながらかなり動いていかなければならないというところがあると思うので、後程説明させていただきます。

(野島理事)

企業の方がSAWACHIのデータを見れるという話を聞きました。データを一般企業の方が見れるというのは農家にとっては不安があります。企業さんの知財と高知県の知財があるので、企業さんがどこまで自社の知財として取ってそれを販売の方に向けるのか、知財っていう枠が農家にとってどういう範囲なのかが分かりづらいです。農家にとってはキョトンとしてることが専門の方が見たらパッと分かるようなデータであれば広がりが早く、技術の盗みじゃないですけど、伝達が早いのかなっていう不安があります。そのあたりのケアはどのようになっているんでしょうか？

(岡林事務局長)

ご安心ください。企業からはデータそのものは見える仕組みにはなっていません。ハウスメーカーの営業マンにSAWACHIの使い方を知ってもらいたいと思っていますの

でアカウントを配ります。そのアカウントで見れるのは気象データ、市況、一般的に農水省が公開したり WAGRI が公開したりしている部分です。毎日の気象や高知県産が東京でどれくらいで売れているか、そういう一般的な農家さんのデータが載っている部分じゃない部分の機能を企業が営業ツールとして活用できるようにしているという段階です。

将来的に例えば、土壌診断して肥料を売ってるような県内企業が、もしユーザー農家の出荷データを閲覧していいという同意を農家にもらってきて頂いたら、肥料メーカーの営業ツールとして SAWACHI が使える可能性があります。今の段階で同意をもらった企業は1個もありませんので、農家の全てのデータは一切企業に見せる事にはなっていません。

(野島理事)

同意書は農家から1戸1戸サインをもらうっていうことですか？

(岡林事務局長)

1戸1戸です。野島さんのデータを見たかったら、野島さんから私の出荷データを見ていい、環境データも見せてよかったら私の環境データを〇〇という企業に肥料の施肥改善のために見せてもいいです、という同意を取ってきて頂いたら仕組みとしてその部分だけセキュリティを解放できることになります。

(武市理事長)

基本的に農家のデータは外に一切出ない仕組みになってます。

(野島理事)

広がらない広がらないといって広がった過去があるので、高知の農家は心配しています。不安要素であると思うので、違いますよってという説明も根付くまでは必要だと思います。高知県に限らず日本人がそういうことに疎い傾向があるので、そのあたりはしっかりしてもらいたいと思っています。農家としては出したくないというのが前提にあると思いますので、お願いします。

(岡林事務局長)

しっかりやっていきたいと思います。ただ、例えば、出荷予測をするのに出荷データがなかったら出荷予測ができません。そのため、出荷予測システムを作るという目的だけのためにこういうデータを使いたい、という申請を高知県に上げてもらったら出荷データ予測を開発する企業に出荷データと気象データ等を回すことができます。仕組みとしては出荷データを企業に送れますけど、個人の農家の出荷データというかたちでは一切出しません。どのデータが誰のデータで、というようなデータではないです。Aさんのデータが欲しいとなったらその企業さんがしっかりAさんに説明責任を果たしてAさんの同意をもらったうえで県に申込みを頂いたら解放することはできますが、同意なしのデータ流出は絶対ない仕組みにしっかりしています。ここは今後もしっかり守って高知の知財が、農家がお持ちの知財が流出していくことはないです。

(武市理事長)

データの処理の部分とデータのセキュリティについても啓蒙はしていかないとけないと思います。

(岡林事務局長)

一番大事なところなんです。企業とか大学にデータを回していいか、というところは県だけで決めるのではなく、常にJAとも協議していくことにしています。JAの了承があった

うえで、こういう目的でこのデータだったらその企業に出していい、という話し合いをしたうえでやっていくというルールも決めてます。絶対に県単独で勝手に企業にデータを回すことは絶対ないようにしています。

(武市理事長)

逆に、許諾を個別に受けた農家さんはいらっしゃるんですか？

(岡林事務局長)

お話が進みつつある方もいらっしゃいますが、まだ具体的には動いてはいません。

(八子理事)

他の自治体からの期待感が非常に強くなってきているのを感じます。そういう意味で言うと、課金のモデルとしてはベンダー向けの課金およびベンダーにもアプリケーションレイヤーの話とデバイスのレイヤーの話と2つあります。もう既にデバイスについては高知県だけではなくて他のデバイス会社さんも含めて開発できる素地が整ってるので、その方々向けにいくらにするのかを今決めなければならないと思います。これはもうあまり待たないのかなと思いますので、急がないといけないと思います。

先ほどの話だと県や自治体からお金をもらうのがやりやすいという話でしたけど、データをどれだけ使ったのかということに関しては農家の数および、止めて処理をするデータにどれぐらいの回数アクセスしたのかというAPIのコール数に強く依存します。その課金の体系というのは県や自治体からまとめて頂く開発費の話および、デバイスの接続数の話、アプリケーションの開発の基本料金の話、あとはAPIのコールの話、という風にいくつかのレイヤーに分けて定義しなければならず、これは以前、他のプラットフォームの資料に関して、一通り理事会でご提示してますのでそれを参考に整備をして頂きたいと思いますが、いつまでに整備するのか、というところをお伺いできればと思います。

もう既に他の県に利用をしてもらっていいですよ、というのをオープンにしている都合上、データを利用し始めるアプリケーションを作り始めると、本来はその段階で課金開始とする部分もあるわけです。特にAPIの参照はアプリケーションの開発段階でアップとして通常はお金を払うのが常識なので、実はあまり待たない、予断を許さない状況であると認識しています。ビジネスモデルの課金体系が整備されるタイミングをお伺いできればと思います。

(武市理事長)

他の自治体との件が具体的に動いている中で、スケジュール感はどんな感じですか？

(岡林事務局長)

八子先生がおっしゃった通り、そのお見積りがまだ高知県としても出せない状況です。現在も運用管理費用が発生してますので、それをしっかりと精査し、明確にしたうえで、利用料なのかAPI連携費用なのか、どの部分でどういう風に予算を決めたらいいのかが確定されていくと思います。JVの企業とも話し合いをし、即構築していく段階に入りたいと思っています。

来週、話し合いの機会がありますので、その場でそのような話もさせて頂き、形を作っていければと思います。

(武市理事長)

県はビジネス形態を取れません。IoP推進機構も県の任意団体なので、そういう意味でまったくビジネスはできないという中で、具体的にビジネスをどういう体系で行っていくか。大学発ベンチャーなのか高知のジョイントベンチャーなのか、あるいはIoP共創

センターの中で何らかの形で行うのか、とか色々なことを検討しています。私としては、まずはジョイントベンチャーを早く作るべきだと思っています。

SAWACHI の構築をずっとやってきてくれたメンバーたちが一番ノウハウを持っているので、その人たちにビジネスも一緒にやって欲しいという話をしようと思っています。もしその話が進めば、アプリケーションとデバイスに分けて、具体的にどういう知財があってターゲットをどうする、といったことを全部マトリクス化できるのではないかと思いますので、もう少しお時間を頂ければと思います。

(八子理事)

ビジネス推進主体を決めるっていう話とビジネスのモデル、課金モデルを決めるっていうのは実はバラバラでもできます。課金モデル自体は今かかっている費用面から逆算して繋げることもできますし、他のプラットフォームのベンチマークから決めることもできるので、早めに決めておいてそれを推進していく組織自体は同時並行で決めていく、ということでも良いかと思っています。

(武市理事長)

IoP 推進機構の体制の話は一年半ぐらいずっとしていましたが、結局なかなかそこに予算と人がつかなかったの、具体的に何をいつまでに誰が決めるのか、ということがなかなかできていなかったです。その課題の解決に向けて、今回の組織体制の変更も含めて進んでいるので、今からその点について報告させて頂きたいと思います。

3) IoP 推進機構の体制の見直しについて

(資料 3 を基に岡林事務局長から説明)

(上羽顧問)

現状、特許権は基本的には県の財産という形になっていくか、あるいは大学単独もあるでしょうし、県と大学の共有っていうかたちも、色々なパターンがあると思います。現状この形で進めるとなると、実際に事業を回すところは大学発ベンチャーやジョイントベンチャーなので、特許権や知的財産権は県がライセンスしていくというかたちが必要になってきます。当然、ライセンス収入がありますけど、ライセンスを受けた大学発ベンチャーやジョイントベンチャー企業が最終的にお金を稼いでいくというかたちなので、そういうライセンスをきっちり契約を結んでいけばこのかたちはできると思います。

IoP 推進機構がこのままずっと任意団体でいくわけにはいかないということがあるので、それは一般社団法人のかたちを取るのかまだ分からないですが、何らかのかたちの法人格を取る時に県の財産を一般社団法人に譲渡する、何らかの承継をするというかたちになってきます。県の財産を処分するというかたちなので、当然議会の承認も必要になってきますし、それをいくらで売るか、といった話が具体的に出てきますので、そういうことが問題になってくるというご認識だけ頂ければと思います。

今、データの契約に関しては県と農家さん、あるいは JA が絡んでいるパターンもあったと思いますが、例えばデータを大学発ベンチャーあるいはジョイントベンチャー企業に対して提供する時に、それが第三者提供にあたらぬかどうか、その時に農家さんの同意が必要かどうか、顧問弁護士にも相談頂いたうえで、そのデータを第三者に提供することについて契約違反がないかどうかを確認しておく必要があると思います。

(武市理事長)

まさにその通りだと思います。県からの使用許諾とロイヤリティーの発生は当然考えております。契約の件につきましても農家さんに更に承認してもらわないといけないも

のはしっかり承認してもらいながら進めるという理解をしております。そこは県も認識は全く一緒だと思います。

また、IoP 推進機構の要綱改正及び体制見直しについては皆さまの了承を頂かなければなりません。疑義等はありませんでしょうか。疑義等がないようでしたら、ご了承をいただいたものとして、進めさせていただきます。

3 閉会